

綾町錦原公園墓地

がっそうぼ
合葬墓のご案内



綾町役場 町民課 生活環境係

令和 8 年 10 月改訂

1 概要

合葬墓は、複数の方の遺骨を1つの墓所にまとめて埋蔵する共同のお墓です。

個別の祭壇は無く、共同祭壇(表紙写真)でのお墓参りとなります。町による祭祀は執り行いません。

埋蔵された焼骨は、最長20年間は骨つぼに納められた状態で保管されますが、その後は焼骨を骨つぼから取り出し、合葬墓内部で他の焼骨と共同埋蔵されます。

2 使用要件

使用の申請をする際は、納骨対象者が以下の要件に該当する必要があります。

(1) 納骨する焼骨の祭祀を主宰する者による申請の場合

・・・死亡時に本籍又は住所を綾町に有する者

(2) 生前、自己のために使用許可を受けようとする申請の場合

・・・本籍又は住所を綾町に有し、申請時に満65歳以上の者で、祭祀継承者がなく、綾町町営墓地の区画墓地使用許可を受けていない、または合葬墓を使用するために区画墓地を返還する者

※他の墓地から遺骨を移動(改葬)して合葬墓に埋蔵する場合は、元のお墓がある市区町村が発行する「改葬許可証」が必要

3 使用料

○使用料(1体当たり):5万円

※年間管理料等はありません。

※生前予約の場合も同一の使用料となります。

※綾町の区画墓地(錦原公園墓地・古城新墓地・古城墓地)を返還し、合葬墓を使用する場合、使用料は免除となります。

※「骨つぼ」は焼骨を直接納める容器を指します(以後、同定義)。

※骨つぼ1個を1体とします。

4 焼骨の埋蔵に関すること

(1) 埋蔵する焼骨の指定

- 合葬墓に埋蔵できる焼骨は、使用許可時に指定された焼骨に限ります。
- 1件の使用許可で埋蔵できる焼骨は1体です。
- 生前予約者の権利を、他の方の権利に変更することはできません。
- 埋蔵した焼骨及び骨つぼの返還および、一時持ち出しはできません。

(2) 埋蔵する焼骨とその容器の規格

- 合葬墓に埋蔵できるものは、火葬された焼骨とそれを納めた骨つぼのみです。
- 骨つぼの形状は、水平な場所に置いたときに安定するものに限りします。
- 骨つぼの外装品(桐箱、骨覆等)や位牌等は埋蔵できません。
- 埋蔵できる骨つぼは、高さ、幅及び奥行が 27 cm以下の大きさに限りします。
- 骨つぼの材質は陶磁器その他の焼骨の埋蔵に適したものに限りします。
(紙や布、プラスチック等長期間の埋蔵に適さないものは不可)
- 骨つぼには管理用の札を添付します。
- 遺骨や骨つぼが、他の骨つぼに影響を及ぼす場合は、再火葬や骨つぼの交換をお願いすることがあります。

(3) 焼骨の保管期間

- 使用許可日から 20 年間です。
- 生前予約で使用許可を得た場合は、その生前予約者の死亡後、埋蔵日から 20 年間です。
- 保管期間経過後は、骨つぼから焼骨を取り出し、他の焼骨と共同埋蔵します。その際、骨つぼは処分します。

(4) 焼骨埋蔵時の注意事項

- 事前に、合葬墓埋蔵届にて埋蔵の予定日時をご提示ください。この際、日程を調整させていただく場合があります。

5 お墓参りに関すること

共同利用のため、供物の制限や他の墓参者のお墓参りへの配慮をお願いします。

(1) 供物について

- ・生花の献花は可能ですが、傷んだ生花等は処分します。
- ・生花以外のお持込された物品（金銭、貴重品、食品、飲料品、酒類等）は、必ずお持ち帰りください。それらの盗難・紛失・損壊等の保証はできません。祭壇に放置された生花以外の物品については、処分いたします。

(2) 祭祀について

- ・線香やロウソクへの着火以外に火気の使用はできません。送り火や迎え火等もできません。
- ・合葬墓の管理運営に影響のある祭祀（儀式）はできません。
（花輪・垂れ幕・独自の祭壇の設置・音響設備の設置等を伴う祭祀等）

6 Q & A

Q1.現地見学できますか？

→A1.見学は可能です（個人）。内部を見ることはできません。

Q2.納骨料や年間管理料は必要ですか？

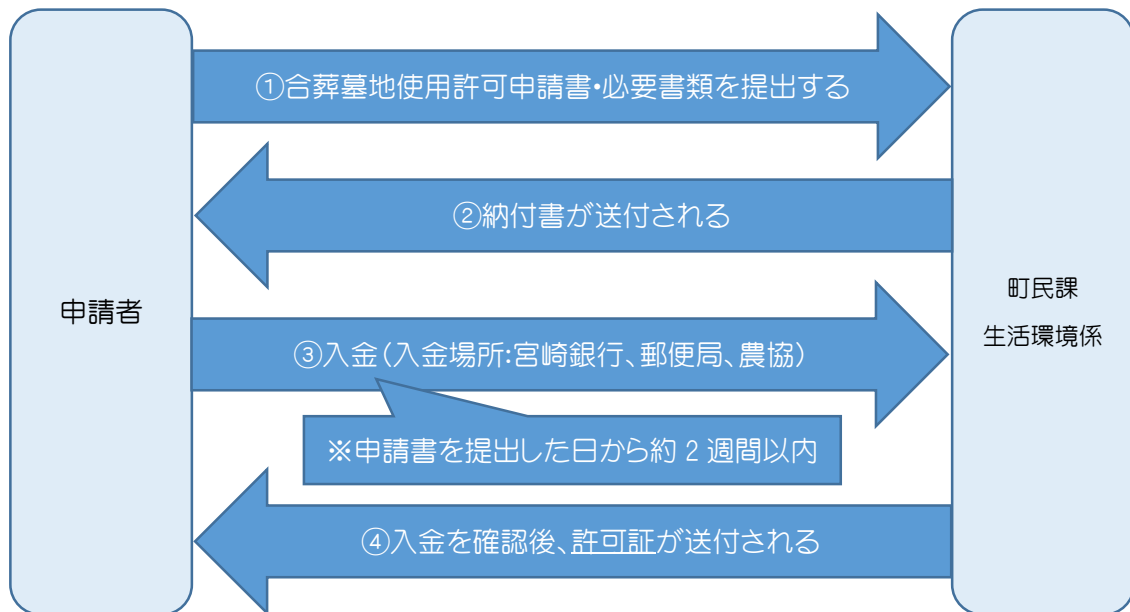
→A2.使用許可の際に納付いただく使用料（5 万円）のみです。

Q3.納骨の際に、祭祀は執り行いますか？

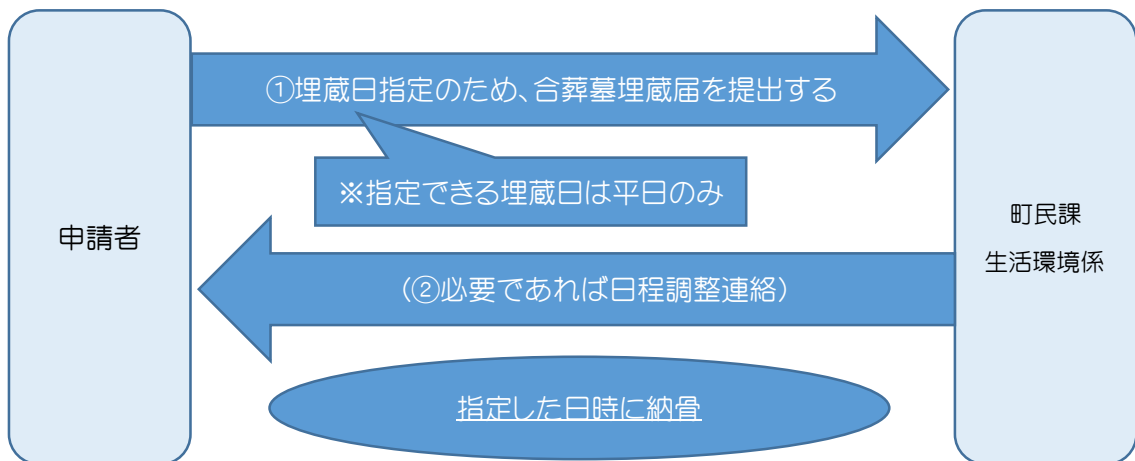
→A3.町による祭祀は執り行いませんが、納骨の際に個人が僧侶・神主に依頼し、祭祀を執り行う事は問題ありません。

7 手続きの流れ

(1) 使用申請のとき



(2) 埋蔵のとき



8 合葬墓の場所と外観

(1) 合葬墓の場所について

合葬墓は錦原公園墓地(綾町大字北俣 2638 番地 1)の西側に建立しています。



(2) 内部の様子について

約 100 体を納骨することができます(令和 8 年度 8 月時点で約 40 体が納骨)。



お問い合わせ先

綾町役場 町民課 生活環境係

電話番号(直通) 0985-77-3465